

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成7年香川県規則第85号）第6条の規定により読み替えられた香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成25年2月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

## 1 入札に付する事項

### (1) 業務名

香川県広報誌等印刷業務

### (2) 業務内容

入札説明書、仕様書等（以下「入札説明書等」という。）による。

### (3) 納入場所

香川県総務部知事公室広聴広報課及び仕様書による指定場所

### (4) 納入期限

仕様書による。

### (5) 入札方法

入札者は、入札書及び入札金額積算内訳書（以下「入札書等」という。）を提出すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 契約書作成の要否

要（契約書は、原則として香川県で準備する。）

## 3 契約の内容を示す日時及び場所（入札説明書の交付等）並びに契約に関する事務を担当する課

平成25年2月15日から同月27日まで（日曜日及び土曜日を除く午前8時30分から午後5時まで）  
郵便番号760-8570

高松市番町4丁目1番10号

香川県総務部知事公室広聴広報課 広報グループ

電話番号087-832-3078 FAX087-862-4514

## 4 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、平成25年2月27日午後5時までに3に示した場所に対し文書で行うこと（文書はFAXによる送付も可とする。）。

回答は、平成25年3月6日から同月13日までの間（日曜日及び土曜日を除く午前8時30分から午後5時まで）、3に示した場所で閲覧に供するとともに、香川県広報誌等印刷業務ホームページにおいて表示する。

香川県広報誌等印刷業務ホームページ <http://www.pref.kagawa.lg.jp/kohosi/insatsu/>

## 5 入札及び開札を行う日時及び場所

平成25年3月28日 午前11時

高松市番町4丁目1番10号

香川県庁舎北館3階入札室

- 6 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札の可否

可とする。ただし、郵便の場合は書留で、信書便の場合は書留に相当する方法で、平成25年3月27日午後5時までに入札書が必ず届くようにすること。

- 7 入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は、減免するので、減免を希望する者は、平成25年3月13日午後5時までに「入札（契約）保証金免除（減額）申請書」を3に示した場所に提出すること。

- 8 入札者の参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

- (2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けされていること。

なお、本公告日現在A級に格付けされていない者にあつては、平成25年3月7日までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県総務部総務事務集中課に提出して、A級格付けの可否の審査を受けること。（同申請書を提出する際には、香川県広報誌等印刷業務に係る入札に参加する旨及び本入札がWTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける旨を申し出ること。）

- (3) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

ア 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者

イ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者

- (5) 本公告に係る入札説明書の交付を受けていること。

- (6) 契約に係る印刷物の原稿の受領から納品までの間において、連絡調整の担当者が1名以上配置でき、かつ、その担当者を香川県庁に速やかに到着できる場所に配置していること。

- (7) 入札者の事業所内において、A全判で4色以上の印刷が可能なオフセット輪転印刷機を所有していること。

- (8) 印刷物の仕分け、こん包及び発送を迅速かつ正確に行える体制が整備されていること。

- (9) 仕様書に記載している規格の用紙及び数量を供給できること。

- 9 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、8の(6)から(9)までの要件を満たすことを証明する書類を平成25年3月13日午後5時までに3に示した場所に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、平成25年3月19日までに通知する。

- 10 積算内訳書の提出

入札者は、入札書の提出に当たり、積算の内訳を明らかにした積算内訳書を添付すること。

#### 11 入札の無効

次のいずれかに該当する場合の当該入札は、これを無効とする。

(1) 次のいずれかに該当する入札に参加する資格のない者が入札した場合

ア 委任状を持参しない代理人

イ 8の要件を満たさない者

(2) 入札者等が連合して入札したと認められる場合

(3) 入札に際し不正の行為があった場合

(4) 入札者等が同一の入札について2以上の入札をした場合

(5) 入札保証金の納付がない場合又は不足する場合（免除された事業者を除く。）

(6) 入札書に氏名その他重要な文字又は押印が誤脱し、又は不明である場合

(7) 入札書の金額を訂正した場合

(8) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者が入札した場合

(9) (1)から(8)までに掲げるもののほか、入札説明書等で指示した条件及び契約担当者があらかじめ指定した事項に違反した場合

#### 12 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

#### 13 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び公表に関する要綱に基づき公表する。

#### 14 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から契約担当者が指示する日までに契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

#### 15 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

#### 16 その他

(1) 本件入札は、その契約に係る予算が議会で可決され、平成25年4月1日以降で当該予算の執行が可能になったときに、その効力が生ずる。

(2) 詳細は、入札説明書による。また、入札説明書の交付を受けることは、入札者の参加資格でもあるので、3に示した日時及び場所において交付を受けること。

(3) 落札者が正当な理由なく契約を締結しないときは、香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく措置を講じる。

(4) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

#### 17 Summary

- (1) Nature and quantity of the services required : Printing of the Kagawa Prefectural PR brochure
- (2) Time-limit for tender : 11:00 a.m., on March 28, 2013 (By mail, tenders must be submitted by 5:00 p.m., on March 27, 2013)
- (3) Contact point for the notice : Inquiries and Public Information Division, Kagawa Prefectural Government, 4-1-10, bancho, Takamatsu-shi, Kagawa-ken, Japan 760-8570  
TEL 087-832-3078
- (4) We use the Japanese language and the Japanese yen in the procedures of the contract.